

# 中小企業・小規模事業者の事業の発展を支える持続可能な信用補完制度の確立に向けて（概要）【案】

- ①中小企業のライフステージとして、創業の後、事業を拡大し「成長発展」を目指す場合もあれば、生業の維持等を目的とした「持続的発展」を目指す場合もある。いずれの場合でも、「市場任せ」では中小企業はその創業期や再生期、危機時といったリスクが高い局面等で必要十分な資金を調達することができず、その円滑な資金繰り、事業の発展、ひいては地域経済の活性化は進まない。
- ②このため、信用補完制度を通じて必要十分な信用を供与することが重要となる。他方、十分な規律を働かせることにより、中小企業においては自主的な経営向上の努力を重ね、金融機関においては過度に信用保証に依存せず事業を評価した融資を行い、その後適切な期中管理・経営支援を実施することで、中小企業の経営改善・生産性向上に一層繋がる仕組みとする。

## 【保証協会と金融機関の連携(リスク分担)を通じた中小企業の経営改善・生産性向上】

- ✓ 金融機関が、保証を通じて必要十分な信用供与を行いつつ、事業を評価した融資を行い、その後も適切な期中管理・経営支援を実施することを促す。その手法として、保証協会が、金融機関のプロパー融資<sup>(※)</sup>の方針等に着眼し「保証付き融資」とプロパー融資を適切に組み合わせるリスク分担を行う。(成長発展段階等においては一定程度)
- ✓ 実効性を担保するため、各保証協会・各金融機関のプロパー融資の状況等について情報開示(見える化)を行う。

(※)プロパー融資とは「保証の付かない融資」

## 【セーフティネット保証による副作用の抑制と大規模な経済危機等への備え】

- ✓ 大規模な経済危機等の事態に際して、予め適用期限を区切って迅速に発動できる新たなセーフティネット制度を整備する(別枠・100%保証)。
- ✓ 既存のセーフティネット保証制度(不況業種としての5号)について、金融機関の支援の下で経営改善や事業転換等が促されるようその保証割合(100%)については一律80%に改正する。

## 【創業支援の充実】

- ✓ 基礎情報の不在等によりリスク判定が困難な中でも資金供給を可能とし、多くの創業チャレンジを促すべく、創業者が手元資金なく100%保証を受けられる限度額を拡充する。(1,000万円→2,000万円)

## 【経営改善・事業再生の促進】

- ✓ 経営改善・事業再生を促す保証メニューを充実させるとともに、抜本再生の円滑化(求償権放棄条例の整備等)を進める。
- ✓ 必要に応じて、保証協会も経営支援を実施すべく機能強化を図る。

## 【再チャレンジ支援】

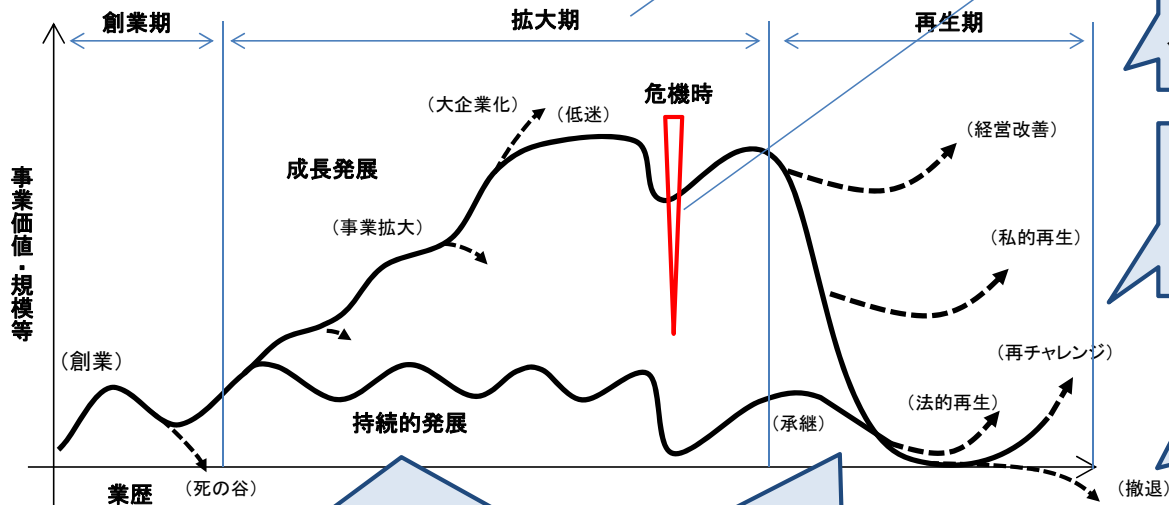
- ✓ 経営者保証ガイドラインの運用開始から一定期間が経過したところ、保証制度における運用を見直すこと等により、失敗した場合にも再チャレンジしやすく、思い切った設備投資・事業拡大ができる環境を整備する。

## 【円滑な撤退支援】

- ✓ 経営者が撤退を決断する場合にまず必要となる資金(買掛金処理、原状復帰費用等のつなぎ資金)の調達が円滑に行えるよう、保証メニューを充実させる。

## 【地方創生への貢献等】

- ✓ 保証協会が地方創生に一層の貢献を果たすべく、地域の資金需要に応えるための保証メニューの拡充や、再生ファンド以外のファンドに対しても出資ができるようにするための措置を講じる。
- ✓ 保証協会と金融機関のリスクシェアを始めとする今般の各種制度改正の効果を十分に検証した上で、中小企業の経営改善に一層繋げる等の観点から保証料率・保険料率の在り方についても検討を進める。



## 【小規模事業者向けの資金繰り支援拡充】

- ✓ 特に資力に乏しく取引先の受注減等の突発的な事象により経営が急変する小規模事業者の持続的発展を支えるため、小口向けの100%保証を拡充する。(1,250万円→2,000万円)

## 【事業承継の一層の円滑化】

- ✓ 事業承継を一層促進するため、後継者が株式取得等に必要となる資金を円滑に調達できるよう保証メニューを充実させる。

## 【経営改善・事業再生、事業承継の加速のための支援強化】 ※信用補完制度以外の施策

- ✓ 初期症状の段階で中小企業の経営改善を図るために平常時からの資金繰り管理や採算管理等を促す施策や、円滑な事業再生等を促進する方策について検討を進める。
- ✓ 各地域において、金融機関・保証協会・支援機関が中小企業に伴走した支援が進められるよう支援体制を強化する。(これにより条件変更を繰り返す中小企業への経営支援等を通じて正常な金融取引に戻していく。)

※中小企業庁と金融庁は十分に連携し、中小企業の資金繰りの状況を注視していく(仮にメインバンクが十分な融資を行えない場合には、保証協会が他の金融機関を紹介する取組を充実させていくことや、日本政策金融公庫等による丁寧な相談対応等を行う。)とともに、今般の制度改正が現場に浸透しその目的を果たすようモニタリングを行う。